

# 不審者対応マニュアル

株式会社彩海

放課後等デイサービス ルナネスト

## 防犯対策マニュアルの目的

放課後等デイサービスにおいて、事業所内への不審者による侵入、不測の状況などに対処し、子どもや職員の生命を守るために、安全対策についての整備が必要です。

その為には、日ごろから職員が危機管理意識を持ち、子どもの安全を確保するための対応方法を熟知しておくことが大切です。設備や人員配置などの状況に合わせて、このマニュアルを活用し安全対策を講じるようお願いいたします。

## 日ごろからの安全対策

### 【防犯マニュアルの整備と周知】

- ① 防犯マニュアルを作成し、教室内の安全管理体制を整備する。
- ② 防犯マニュアルを職員全員が熟読し、対応が出来るように努める。
- ③ 定期的に不審者対策訓練を実施し、職員の安全対応能力を育む。
- ④ 子ども自身が犯罪や事故から身を守ることが出来るように安全教育を行う。

### 【施設の整備】

- ① 施設の状況に応じて管理体制の整備を行う。(防犯カメラ・インターホン等)
- ② 来訪者はインターホンで把握し、必ず玄関先で対応する。
- ③ 施設内外の資格を把握し、侵入しやすい場所な施設周辺の危険個所を確認しておく。
- ④ 防犯機器の場所の確認と取り扱いを習熟する。
- ⑤ 子どもが来所している時間帯は、必ず侵入が出来る入り口が視界に入る場所で仕事をを行う。

### 【情報収集と共有】

- ① 家庭や地域の関係機関との情報共有や連携を図る。
- ② 地域の情報提供メール、アプリなどで情報収集を行う。  
(例) スマートフォンアプリ「@InfoCanal (アットインフォカナル)」



● App Store  
(iOS 端末)



● Google Play Store  
(android 端末)

## 不審者侵入時の役割分担

|               |          |  |
|---------------|----------|--|
| ① 全体指揮・外部との対応 | 管理者      |  |
| ② 保護者・家族等への連絡 | 管理者      |  |
| ③ 避難誘導・安全確保   | リーダー     |  |
| ④ 不審者への対応     | その場にいる職員 |  |
| ⑤ 応急手当        | その他の職員   |  |

## 記録

不審者の侵入や通所中の事件・事故等による緊急事態が発生した場合に、その状況や対応したこと、その結果等を記録することは、適切な対応、家族、関係機関等との連携を図る上で極めて重要なことです。

### 【記録の目的】

- 事実を客観的に把握し、対応、再発防止対策の立案、事後評価等の基礎資料とするため。
- 連絡、報告の基礎資料とするため。
- 事業所内、関係機関との情報共有に使用するため。

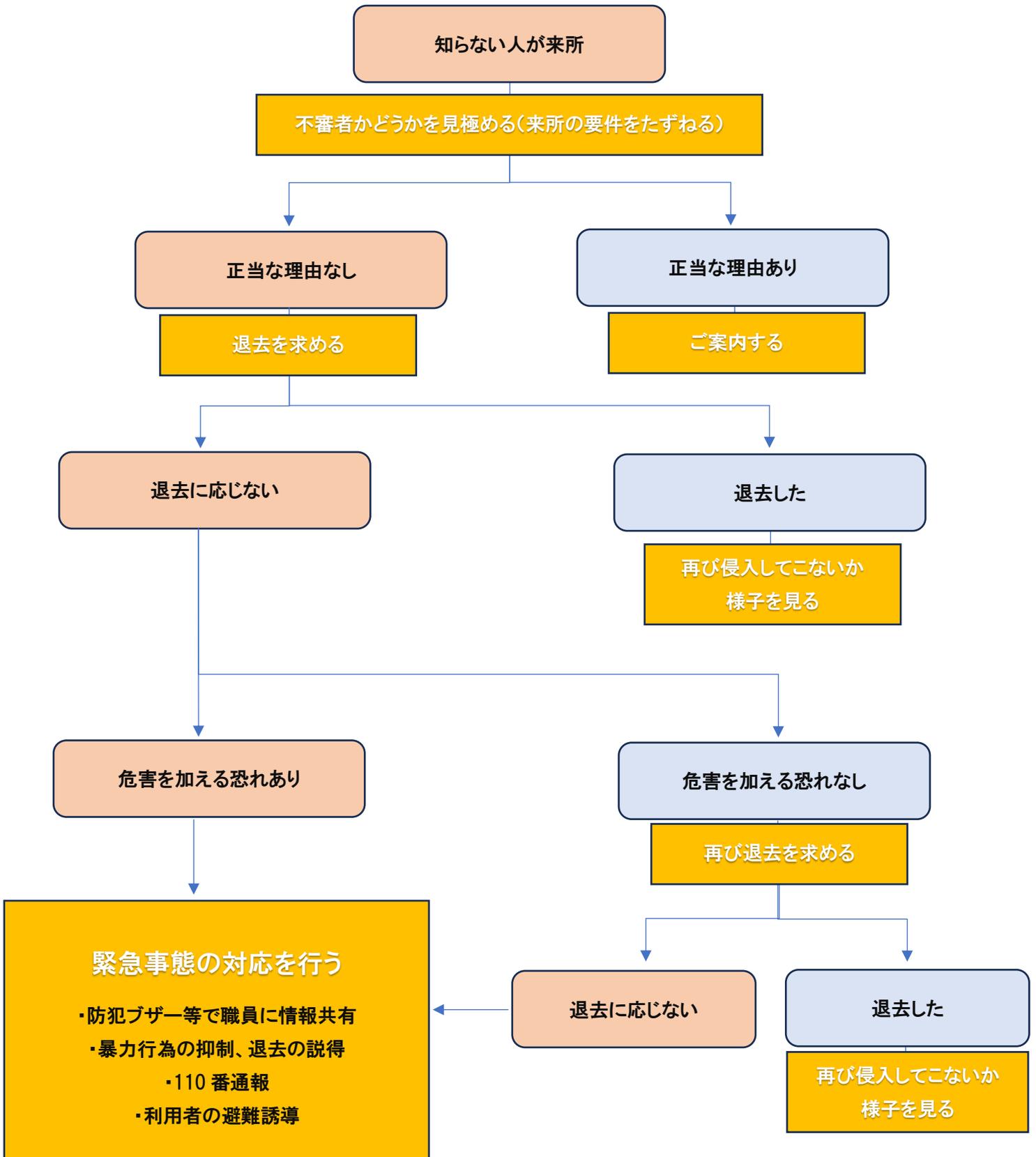
### 【記録の内容】

- 不審者の状況（人数、場所、凶器、何をしていたか等）
- 利用者の状況（負傷者の状況、避難の状況等）
- 事業所等の設備等の破損状況
- 事業所職員、ボランティア等の対応状況（防御、避難誘導、応急手当等）
- 負傷した事業所職員の状況（だれが、どんな、応急手当等）
- 関係者機関等への連絡、支援状況（警察、病院、県、市町、家族等）

### 【記録にあたっての留意事項】

- 時系列で記録する。
- 正確な内容を記録する。
- ※事実と推測は区別して書くこと。不明なものには「？」を記入する。
- 情報源を備考欄に明記する。

# 不審者の侵入等の発生時の対応フローチャート



# 不審者が侵入した場合の対応

## 1. 不審者かどうかを見極める

事業所には様々な人が訪れますが、中には正当な理由なく立ち入ろうとする者がいます。そのような人を、「不審者」といいます。

子どもたちや職員の安全を守るために適切な対応を行うためにも、不審者かどうかを確実にチェックしていく必要があります。

### ◆ 不審者かどうかを見極めるポイント

- ・ 声をかけて用件を尋ねる
  - 要件がこたえられるか、またその要件が正当なものであるかどうか
  - 保護者なら、その子どもの氏名がこたえられるかどうか
  - 職員に用事があるかどうか
- ・ 不自然な場所に立ち入っていないか
- ・ 凶器や不審なものを持っていないか
- ・ 不自然な行動や暴力的な態度は見られないか

### ◆ 要件や来所の理由が正当な場合は、要件に合わせてご案内する。

## 2. 退去を求める

不審者かどうかのチェックをし、正当な理由のない者には、丁寧に事業所からの退去を求めます。素直に応じた場合でも、再び侵入する恐れがないかを見届けなければなりません。また、退去しない場合、再び侵入しそうになった場合には、速やかに持ち物や暴力的な言動の有無を確かめるなど、次のチェックに移ります。

### ◆ 不審者侵入時の職員の役割分担に従い、他の職員に連絡し、協力を求める。その際、不審者に知られないようなサインや暗号などを決めておく。

### ◆ 言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。相手に対応する時は、身を守るために1メートルから1.5メートル離れる。

### 3. 危害を加える恐れがないかを確認する

退去を求めても応じない場合は、子どもに危害を加える恐れがないかどうか速やかに判断する必要があります。凶器や不自然な持ち物を持っているか、また、その恐れがあるか、暴力的な言動があるかどうかなどから、危害を加える恐れがあると判断した場合には、速やかに警察「110 番」に通報するなどの対応を迅速に行います。

◆ 所持品に注意する。

刃物、銃、棒、大きな荷物（異常なふくらみ）、灯油やガソリンのような液体等に注意する。

- 凶器を所持していたら、ただちに 110 番に通報する。
- 不審者が興奮しないように、丁寧に落ち着いて対応し、警察が到着するのを待つ。

◆ 言動に注意する。

- 暴力を行使しようとする。
- 制止を聞かず、興奮状態である。
- 言動が不自然であったり、要領を得ないことを言っていたりする。

※ このような場合の役割分担や協力の仕方について、あらかじめ相談し、訓練しておく。

### 4. 通報と周知をする

子どもに危害が及ぶ恐れがあると判断された場合、大切な子どもの生命や安全を守るために、極めて迅速な対応が必要です。まず、丁寧かつ冷静に対応し、相手の心を落ち着けるよう努力し、同時に「110 番」への通報や職員への緊急連絡・支援要請などを行う必要があります。特に暴力的な言動がある場合は、職員自身の安全のため適当な距離をとるなどに留意しながら、暴力の抑制に努めることが必要です。暴力の抑止が困難である場合には、迅速に子どもの安全を守るための具体的な対応に移り、また、必要に応じて、地域や保護者等の協力を得ます。

◆ 防犯ブザーやホイッスルを使い、全職員へ周知を行う

大きな音は不審者を逆上させてしまう恐れがあるため、利用は「子どもに危害が及ぶ恐れがあると判断された場合」のみとする。

◆ 警察「110 番」に電話をし、通報する。

## 5. 子どもの安全を守る

事業所の中で暴力行為を働き、抑止できない場合は、子どもに被害が発生したり、被害が拡大したりしないようにする必要があります。また、避難が必要な場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど警察、警備会社の保護・逮捕までの間、子どもの安全を守ります。なお、送り迎えや地域における場合などは、保護者や地域に協力を要請します。

### ◆ 防御（暴力の抑止と被害の防止）する。

子どもから注意をそらさせ、不審者を子どもに近づけないようにすることで、被害の拡大を防止しながら、警察の到着を待つ。

- 職員が大声を出すなどして、応援を呼ぶ。
- 不審者との距離をとり、移動を阻止する。

（防御に利用できる物の例）

- ・傘 ・消火器 ・机 ・椅子 ・棒

※近くにあるものを何でも活用する。

※突然、不審者が侵入してきた場合などは、この対応から始める。

### ◆ 避難の誘導をする。

- 侵入した入り口から遠ざかるように、誘導を行う。
- 子どもと不審者の間にスタッフが入り、両者を引き離し子どもを安全な場所に避難させる。
- 不審者から遠い扉、窓などを使って事業所外に避難を行う。

## 6. 負傷者がいるかどうかを把握し、応急手当を行う

子どもや職員に負傷者が出た場合には、迅速に「119番」に通報し、救急車を要請する必要があります。それと同時に、救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行います。

### ◆ 負傷者がいるかどうか把握する。

### ◆ 情報を集約する。

## 7. 事後の対応

- ◆ 心のケアに着手する。

事件事故の直後から強い恐怖や悲しみに出会うと、精神的にも肉体的にも変調をきたす。事件・事故の直後から、全体の子どもの心を落ち着かせ、安心させるとともに、必要な子どもについては、専門家の対応を依頼するなど心のケアに着手する。

- ◆ 保護者への対応をする。(保護者へ状況説明をする)

- ◆ 経過や対応についての記録をおこない再発防止に努める。